

幸手市図書館情報システム更新業務  
プロポーザル仕様書

令和6年11月

埼玉県幸手市

## 1 業務名

幸手市図書館情報システム更新業務

## 2 目的

現在の図書館情報システムが、導入から7年度目に至っているため、機器の老朽化が懸念されることから、継続的に安全安定に運用稼働させるために更新業務を実施するものである。また、更新にあたり、利用者サービスの向上やセキュリティ強化など、利便性の拡大を図る。

## 3 基本仕様

### (1)業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- ①図書館情報システム導入及び構築業務
  - ア 図書館情報システムの導入及び構築
  - イ ネットワークシステムの導入及び構築
  - ウ ホームページの構築
  - エ 機器調達、調整、搬入及び設置
  - オ 既存システムのデータ移行
  - カ 操作説明、本稼動立会い
- ②図書館情報システムプログラム賃貸借
  - ア 図書館情報システムのプログラム使用料
  - イ 図書館情報システムのデータセンター利用料
- ③図書館情報システム保守業務
  - ア 図書館情報システムのプログラム保守
  - イ 図書館情報システムの機器保守
  - ウ ネットワークシステムの保守
  - エ ホームページの保守

### (2)履行期間

- ①図書館情報システム導入及び構築業務  
契約締結日から令和7年6月30日まで
- ②図書館情報システム賃貸借・保守に係る業務  
令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

### (3)契約等

本業務での契約方法及び現段階での支払い方法は、以下のとおり長期継続契約を予定している。

- ①図書館情報システム導入及び構築業務(機器調達含む)「60か月(3者間リース)毎月払い」
- ②図書館情報システムプログラム賃貸借「60か月毎月払い」
- ③図書館情報システム保守業務「60か月毎月払い」

#### (4) 図書館基礎データ

No	項目	内容
1	蔵書冊数	約19万5千冊
2	年間貸出冊数	約21万5千冊
3	年間予約数	約2万6千件
4	登録利用者数	約4万6千人
5	拠点	【別紙4】保守仕様書を参照
6	ネットワーク環境	【別紙5】ネットワーク構成図を参照

#### 4 システム機能、ハードウェア、ソフトウェア、保守要件

##### (1) システム機能要件

- ① システムの形態はクラウド型 SaaS 形式の公共図書館向け業務システムとする。
- ② 「【別紙1】図書館情報システム機能要件」をすべて満たすこと。
- ③ システム稼働後、5年以上継続してサービスを利用できること。

##### (2) データセンター要件

「【別紙2】データセンター要求仕様書」をすべて満たすこと。

##### (3) ハードウェア、ソフトウェア要件

- ① 稼働後5年以上の保守が行える製品であること。
- ② 「【別紙3】導入予定機器一覧」をすべて満たすこと。

##### (4) 保守要件

- ① 稼働後5年以上の保守が行える製品であること。
- ② 「【別紙4】保守仕様書」をすべて満たすこと。

#### 5 システム構築要件

##### (1) 構築作業

- ① 本システムの開発環境については、受託業者の負担と責任において確保すること。
- ② 構築期間中、毎月1回以上図書館に訪問し進捗報告、課題管理報告を行うこと。
- ③ 受託業者は、図書館情報システム構築作業にあたり、常に安全作業を心掛けるとともに、災害の発生防止に努めること。

##### (2) マニュアルの提供

図書館情報システム・ホームページの操作マニュアルを作成し、提供すること。

##### (3) 操作研修

- ① 図書館職員に対して操作方法の習得を目的とした研修を2日間でそれぞれ複数回実施すること。具体的な実施方法・回数については、職員と協議の上決定する。
- ② 操作研修マニュアルは本市向けに作成し、必要部数を用意すること。
- ③ 稼働後においても、機能追加等で使用方法に変更があった場合は、該当箇所に関する操作支援を業務担当者に実施すること。

## 6 ネットワーク構築・セキュリティ要件

### (1) ネットワーク構築・セキュリティ対策

- ① 「【別紙5】ネットワーク構成図」を参照し、図書館情報システムのネットワークを確認すること。ネットワーク機器については「【別紙3】導入予定機器一覧」を参照すること。
- ② 現在利用中の通信回線及びインターネットプロバイダ最適化を検討し、図書館に適した通信回線契約とインターネットプロバイダの選定について支援を行うこと。
- ③ 通信回線事業者及びインターネットプロバイダの契約に関する助言及び、場合によっては通信事業者との打ち合わせに同席するなど支援を行うこと。
- ④ 通信回線とプロバイダの料金については本市の負担とする。
- ⑤ ルータ及びスイッチ機器の入替を行うこと。
- ⑥ ネットワーク全体の構成を可視化する機能を備えた機器を導入すること。
- ⑦ ネットワーク配線の流用は可とする。ただし、流用可能な LAN ケーブルは CAT5e 以上のものとする。
- ⑧ ハブから端末へ接続する LAN ケーブルに破損等がある場合は、ケーブルの交換を行うこと。必要なケーブル類も見積に含めること。(ただし、天井等屋内配線が必要な場合は除く)

## 7 ホームページ(CMS)要件

### (1) ホームページ(CMS)構築

- ① 現在のサイトを継続利用し、トップページの修正を行うこと。
- ② 継続利用出来ない場合は新規構築を可とするが、デザインや機能を継承すること。
- ③ ホームページのドメインは現在の [tosyo.city.satte.saitama.jp](http://tosyo.city.satte.saitama.jp) を継承すること。ドメインの維持管理にかかる費用は受託者が負担すること。
- ④ ホームページはサーバ証明書を利用して暗号化を実施すること。サーバ証明書の費用は受託者が負担すること。
- ⑤ 図書館情報システムと連携し、トップページに蔵書検索窓や開館カレンダーを表示する機能を有すること。
- ⑥ 専門知識を持たない職員でも情報の追加や修正が行えるよう、HTML のソース編を行うことなく、CMS により迅速かつタイムリーな情報提供を実現すること。
- ⑦ アクセシビリティ「JIS X8341-3:2016 (高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部:ウェブコンテンツ)」に配慮したホームページとなるように、CMS を構築すること。
- ⑧ セキュリティに配慮し、静的な HTML を Web サーバと同期する CMS を導入すること。

## 8 データ移行要件

### (1) 移行要件

- ① 受託事業者は既存システム事業者が抽出したシステムデータ移行を行うこと。なお、既存システム事業者に対してデータ抽出にかかる見積依頼を行い、本調達の見積金額に含め提

案すること。見積依頼先は下記の通りとする

**【既存システム事業者問い合わせ先】**

富士通 Jpapan 株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部

TEL:027-322-1425 担当:稲葉 清乃

- ② 移行データの図書館外への持ち出しは原則許可しない。ただし、個人情報に該当しない場合は申請により許可する場合がある。
- ③ 移行範囲と移行方法は、現行の各業務の整合性を考慮した上で、スケジュールや作業内容、対象データ、移行後の運用等を示した移行計画を策定し市の承認を得ること。
- ④ データ移行管理者を置き、役割分担と責任範囲を明確にすること。
- ⑤ 本事業の検収終了後であっても、データの移行が完全でないことがわかった時点で、再度何らかの移行対応を無償で行なうこと。

**(2) 移行対象**

現行システムから抽出されたすべてのデータを移行すること。移行対象データは以下のとおり。

- ① 書誌情報(図書、雑誌タイトル、AV)※未所蔵書誌除く
- ② 所蔵情報(通知情報含む)
- ③ 内容情報(図書、雑誌タイトル、雑誌巻号、AV)※未所蔵書誌除く
- ④ 発注情報
- ⑤ 貸出情報
- ⑥ 予約情報
- ⑦ 利用者情報(通知情報、パスワード含む)
- ⑧ 統計情報(貸出/返却、予約、利用者登録、蔵書統計等)※年度別
- ⑨ 読書推進サービス情報(ニックネーム、ブックリストカテゴリ、ブックリスト読書状況、ブックリスト登録資料)
- ⑩ 事務用ファイル(図書館で作成した帳票データ含む)

**9 情報セキュリティ要件**

受託者は取扱う個人情報について、「【別紙6】個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。また、コンピューターウイルスや不正アクセス行為に対するセキュリティ態勢を整え、常に最善の対策を実施すること。万一被害にあった場合には、被害の内容、侵入経路、経過等の情報を収集し原因の追究ができるよう対策を講ずること。

**(1) 不正侵入及び改ざん防止**

- ① 各サーバ機器において、不正な接続及びデータ通信を検知し、不正侵入に備えること。不正侵入を検知した場合は、速やかに状況を報告すること。
- ② 改ざんを防止する機能を有するソフトウェア等を搭載することによって、被害の拡大を可能な限り抑制すること。

**(2) 設備関係の安全対策**

事故や不正行為によるデータ破壊等に備え安定稼働を考慮した対策を講じること。

(3) アクセス可能な情報の制御

受託者がアクセス可能な情報範囲を明確し、システム管理者の指示に従い適切な管理を行うこと。

(4) セキュリティ教育の実施

本業務に携わる者すべてに情報セキュリティ教育を実施し、システム管理者の求めに応じ、情報セキュリティ教育研修実施結果の提出を行うこと。

## 10 成果物

本業務の成果物(納品物)は以下のとおりとする。

- (1) 調達機器明細
- (2) システム操作マニュアル
- (3) システム環境設定書
- (4) 導入機器設置場所一覧
- (5) データ移行仕様書、成績書
- (6) テスト仕様書兼成績書
- (7) 打合せ議事録、課題管理表

## 11 機密保持

当市から知り得た情報(周知の情報を除く。)は、新システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約終了後においても機密として保持し、第三者に開示又は漏洩しないように必要な措置をとること。

## 12 その他

- (1) 建物内における機器等の設置場所については、機器設置状況、配線状況を調査の上、本市と協議し設置すること。調査後、機器設置位置および配線等に変更が生じる場合には、協議し、設置場所を確定するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、万全の体制によるものとし、システムの完全稼働に支障のないようにすること。
- (3) 業務を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本業務に必要な手続き、書類の作成等は、受託者が自己の費用負担において、迅速且つ確実に行うこと。
- (5) 本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 仕様書に示した要件以外で特に有効と思われる仕様、機能があれば提案すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。